



Seattle Office of
Labor Standards

労働基準監督署が行使できる 解雇に関する権利

2027年6月1日まで

- 解雇に関するポリシーへのアクセス
- 解雇に関するポリシーは企業の運営に合理的に関連している必要がある
- 解雇の14日前までに通知
 - または、「重大な不正行為」による即時解雇の場合、調査は14日以内に完了する必要がある
- 企業の手続きを通じて解雇に異議を唱え、14日以内に企業からの応答を得る権利（特別な事情がある場合を除く）
- 解雇の決定を下すために企業が使用した記録へのアクセス
- 苦情の申し立てや民事訴訟を提起する権利と報復から保護される権利に関する通知
- 報復行為は違法です

2027年6月1日以降

- 「不当」解雇の禁止
- 企業は労働者を解雇する前に公正かつ客観的に調査する必要がある
- 企業は労働者が「重大な不正行為」に従事した場合、または法律によって解雇を要請された場合のみに即時解雇できる
- 企業はポリシー違反が発生した可能性が高いことを証明する必要がある
- 企業はすべての労働者に対し解雇に関するポリシーを一貫して適用する必要がある
- 罰則は比例している必要がある
- 解雇が差別となる場合、その解雇は不当である
- OLSが2027年6月1日までに行使できるすべての権利



Seattle Office of
Labor Standards

アプリベースの労働者の 労働保護

あなたが働く企業はこの法律に従っていませんか？
以下の方法で苦情を申し立てることができます。



206-256-5297



laborinquiry.seattle.gov/worker-inquiry



またはこちらをスキ
ャンしてください！



電話での通訳サービスが利用できます